

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年5月30日

【発行者名】 マルチ・マネージャー・アクセス
(Multi Manager Access)

【代表者の役職氏名】 メンバー・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ
マデュ・ラマチャンドラン (Madhu Ramachandran)
メンバー・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ
クリスティアン・シェーン (Christian Schön)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグL - 1855、J.F.ケネディ通り33A
(33A avenue J.F. Kennedy, L-1855 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三 浦 健
弁護士 大 西 信 治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

【事務連絡者氏名】 弁護士 三 浦 健
弁護士 大 西 信 治
弁護士 白 川 剛 士

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03 (6212) 8316

【届出の対象とした募集(売出)外国投資証券に係る外国投資法人の名称】 マルチ・マネージャー・アクセス
- エマージング・マーケット・デッド
- US マルチ・クレジット
- ハイ・イールド
(Multi Manager Access
- Emerging Markets Debt
- US Multi Credit
- High Yield)

【届出の対象とした募集(売出)外国投資証券の形態及び金額】 記名式無額面投資証券
エマージング・マーケット・デッド
クラスF - a c c 投資証券
クラスF - a c c 円ヘッジ投資証券
US マルチ・クレジット
クラスF - a c c 投資証券
クラスF - a c c 円ヘッジ投資証券
ハイ・イールド
クラスF - a c c 投資証券
クラスF - a c c 円ヘッジ投資証券
上限見込額は以下のとおりである。

エマージング・マーケット・デッド

クラスF - a c c 投資証券：14億1,720万米ドル（約2,136億円）を上限とする。

クラスF - a c c 円ヘッジ投資証券

934億2,000万円を上限とする。

U S マルチ・クレジット

クラスF - a c c 投資証券：16億5,430万米ドル（約2,494億円）を上限とする。

クラスF - a c c 円ヘッジ投資証券

952億8,000万円を上限とする。

ハイ・イールド

クラスF - a c c 投資証券：16億370万米ドル（約2,417億円）を上限とする。

クラスF - a c c 円ヘッジ投資証券

1,106億2,000万円を上限とする。

(注1) 上限見込額は、便宜上、各サブ・ファンドの投資証券の2024年10月末日現在の1口当たりの純資産価格に基づいて算出されている。エマージング・マーケット・デッドのクラスF - a c c 投資証券については141.72米ドル（約21,363円）、エマージング・マーケット・デッドのクラスF - a c c 円ヘッジ投資証券については9,342円、U S マルチ・クレジットのクラスF - a c c 投資証券については165.43米ドル（約24,937円）、U S マルチ・クレジットのクラスF - a c c 円ヘッジ投資証券については9,528円、ハイ・イールドのクラスF - a c c 投資証券については160.37米ドル（約24,174円）、ハイ・イールドのクラスF - a c c 円ヘッジ投資証券については11,062円に1,000万口をそれぞれ乗じて算出した金額である。

(注2) 米ドルの円貨換算は、特に記載がない限り、2024年11月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝150.74円）による。

(注3) 2025年5月20日付で、サブ・ファンドの名称である「U S マルチ・クレジット・サステナブル(US Multi Credit Sustainable)」が「U S マルチ・クレジット(US Multi Credit)」に変更された。

【縦覧に供する場所】

該当事項なし

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2025年1月31日に提出した有価証券届出書(2025年4月30日付の有価証券届出書の訂正届出書により訂正済)(以下「原届出書」といいます。)につきまして、本投資法人の設立地における目論見書が更新され、サブ・ファンドの名称、役員の状況および別紙に関する記載が更新されましたので、これらに関する記載を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正箇所および訂正事項】

(注)下線部は訂正部分を示します。ただし、全文修正(更新)の場合は下線を付しておりません。

表紙

<訂正前>

(前略)

届出の対象とした募集(売出)外国投資証券に係る外国投資法人の名称

マルチ・マネージャー・アクセス
- エマージング・マーケット・デッド
- U S マルチ・クレジット・サステナブル
- ハイ・イールド
(Multi Manager Access
- Emerging Markets Debt
- US Multi Credit Sustainable
- High Yield)

届出の対象とした募集(売出)外国投資証券の形態及び金額

記名式無額面投資証券
エマージング・マーケット・デッド
クラスF - a c c 投資証券
クラスF - a c c 円ヘッジ投資証券
U S マルチ・クレジット・サステナブル
クラスF - a c c 投資証券
クラスF - a c c 円ヘッジ投資証券
ハイ・イールド
クラスF - a c c 投資証券
クラスF - a c c 円ヘッジ投資証券
上限見込額は以下のとおりである。

エマージング・マーケット・デッド

クラス F - a c c 投資証券：14億1,720万米ドル（約2,136億円）を上限とする。

クラス F - a c c 円ヘッジ投資証券

934億2,000万円を上限とする。

U S マルチ・クレジット・サステナブル

クラス F - a c c 投資証券：16億5,430万米ドル（約2,494億円）を上限とする。

クラス F - a c c 円ヘッジ投資証券

952億8,000万円を上限とする。

ハイ・イールド

クラス F - a c c 投資証券：16億370万米ドル（約2,417億円）を上限とする。

クラス F - a c c 円ヘッジ投資証券

1,106億2,000万円を上限とする。

(注1) 上限見込額は、便宜上、各サブ・ファンドの投資証券の2024年10月末日現在の1口当たりの純資産価格に基づいて算出されている。エマージング・マーケット・デッドのクラス F - a c c 投資証券については141.72米ドル（約21,363円）、エマージング・マーケット・デッドのクラス F - a c c 円ヘッジ投資証券については9,342円、U S マルチ・クレジット・サステナブルのクラス F - a c c 投資証券については165.43米ドル（約24,937円）、U S マルチ・クレジット・サステナブルのクラス F - a c c 円ヘッジ投資証券については9,528円、ハイ・イールドのクラス F - a c c 投資証券については160.37米ドル（約24,174円）、ハイ・イールドのクラス F - a c c 円ヘッジ投資証券については11,062円に1,000万口をそれぞれ乗じて算出した金額である。

(注2) 米ドルの円貨換算は、特に記載がない限り、2024年11月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=150.74円）による。

縦覧に供する場所

該当事項なし

<訂正後>

(前略)

届出の対象とした募集(売出)外国投資証券に係る外国投資法人の名称

マルチ・マネージャー・アクセス

- エマージング・マーケット・デッド

- U S マルチ・クレジット

- ハイ・イールド

(Multi Manager Access

- Emerging Markets Debt

- US Multi Credit

- High Yield)

届出の対象とした募集(売出)外国投資証券の形態及び金額

記名式無額面投資証券

エマージング・マーケット・デッド

クラスF - a c c 投資証券

クラスF - a c c 円ヘッジ投資証券

U S マルチ・クレジット

クラスF - a c c 投資証券

クラスF - a c c 円ヘッジ投資証券

ハイ・イールド

クラスF - a c c 投資証券

クラスF - a c c 円ヘッジ投資証券

上限見込額は以下のとおりである。

エマージング・マーケット・デッド

クラスF - a c c 投資証券：14億1,720万米ドル（約2,136億円）を上限とする。

クラスF - a c c 円ヘッジ投資証券

934億2,000万円を上限とする。

U S マルチ・クレジット

クラスF - a c c 投資証券：16億5,430万米ドル（約2,494億円）を上限とする。

クラスF - a c c 円ヘッジ投資証券

952億8,000万円を上限とする。

ハイ・イールド

クラスF - a c c 投資証券：16億370万米ドル（約2,417億円）を上限とする。

クラスF - a c c 円ヘッジ投資証券

1,106億2,000万円を上限とする。

(注1) 上限見込額は、便宜上、各サブ・ファンドの投資証券の2024年10月末日現在の1口当たりの純資産価格に基づいて算出されている。エマージング・マーケット・デッドのクラスF - a c c 投資証券については141.72米ドル（約21,363円）、エマージング・マーケット・デッドのクラスF - a c c 円ヘッジ投資証券については9,342円、U S マルチ・クレジットのクラスF - a c c 投資証券については165.43米ドル（約24,937円）、U S マルチ・クレジットのクラスF - a c c 円ヘッジ投資証券については9,528円、ハイ・イールドのクラスF - a c c 投資証券については160.37米ドル（約24,174円）、ハイ・イールドのクラスF - a c c 円ヘッジ投資証券については11,062円に1,000万口をそれぞれ乗じて算出した金額である。

(注2) 米ドルの円貨換算は、特に記載がない限り、2024年11月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝150.74円）による。

(注3) 2025年5月20日付で、サブ・ファンドの名称である「U S マルチ・クレジット・サステナブル (US Multi Credit Sustainable)」が「U S マルチ・クレジット (US Multi Credit)」に変更された。

縦覧に供する場所

該当事項なし

第一部 証券情報

第1 外国投資証券(外国新投資口予約権証券及び外国投資法人債券を除く。)

(1) 外国投資法人の名称

<訂正前>

マルチ・マネージャー・アクセス

- エマージング・マーケット・デッド

- U S マルチ・クレジット・サステナブル

- ハイ・イールド

(Multi Manager Access

- Emerging Markets Debt

- US Multi Credit Sustainable

- High Yield)

(以下、マルチ・マネージャー・アクセス を「本投資法人」、マルチ・マネージャー・アクセス

- エマージング・マーケット・デッド / US マルチ・クレジット・サステナブル / ハイ・イールド
をそれぞれ「ファンド」または「サブ・ファンド」という。)

<訂正後>

マルチ・マネージャー・アクセス

- エマージング・マーケット・デッド

- U S マルチ・クレジット

- ハイ・イールド

(Multi Manager Access

- Emerging Markets Debt

- US Multi Credit

- High Yield)

(以下、マルチ・マネージャー・アクセス を「本投資法人」、マルチ・マネージャー・アクセス

- エマージング・マーケット・デッド / U S マルチ・クレジット / ハイ・イールドをそれぞれ

「ファンド」または「サブ・ファンド」という。)

(注) 2025年5月20日付で、サブ・ファンドの名称である「U S マルチ・クレジット・サステナブル (US Multi Credit Sustainable)」が「U S マルチ・クレジット (US Multi Credit)」に変更された。以下、同じ。

第三部 外国投資法人の詳細情報

第1 外国投資法人の追加情報

2 役員の状況

<訂正前>

(2025年2月末日現在)

氏 名	役 職 名	略 歴	所有株式
アンドレアス・ エバーソルド (Andreas Aebersold)	チェアマン・ オブ・ザ・ ボード・オブ・ ディレクターズ	ディレクター、スイス	該当なし
マデュ・ラマチャンドラン (Madhu Ramachandran)	メンバー・オブ・ ザ・ボード・オブ・ ディレクターズ	U B S ヨーロッパ S E ルクセンブルグ 支店 エグゼクティブ・ディレクター	該当なし
クリスティアン・シェーン (Christian Schön)	メンバー・オブ・ ザ・ボード・オブ・ ディレクターズ	U B S ヨーロッパ S E ルクセンブルグ 支店 マネージング・ディレクター	該当なし
ジェーン・ウィルキンソン (Jane Wilkinson)	インディペンデント・ ディレクター	インディペンデント・ディレクター	該当なし
クリスティアン・マウラー (Christian Maurer)	マネージング・ ディレクター	U B S アセット・マネジメント・スイ ス・エイ・ジー、 マネージング・ディレクター、スイス	該当なし

(注) 本投資法人に従業員はいない。本投資法人の独立監査法人はプライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラ
ティブ (PricewaterhouseCoopers, Société coopérative) である。

<訂正後>

(2025年5月20日現在)

氏 名	役 職 名	略 歴	所有株式
アンドレアス・ エバーソルド (Andreas Aebersold)	チェアマン・ オブ・ザ・ ボード・オブ・ ディレクターズ	<u>ノン・エグゼクティブ・ディレク</u> <u>ター、スイス</u>	該当なし
マデュ・ラマチャンドラン (Madhu Ramachandran)	メンバー・オブ・ ザ・ボード・オブ・ ディレクターズ	UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ 支店 エグゼクティブ・ディレクター	該当なし
クリスティアン・シェーン (Christian Schön)	メンバー・オブ・ ザ・ボード・オブ・ ディレクターズ	UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ 支店 マネージング・ディレクター	該当なし
ジェーン・ウィルキンソン (Jane Wilkinson)	インディペンデント・ ディレクター	インディペンデント・ <u>ノン・エグゼク</u> <u>ティブ・ディレクター</u>	該当なし
クリスティアン・マウラー (Christian Maurer)	マネージング・ ディレクター	UBSアセット・マネジメント・スイ ス・エイ・ジー、 マネージング・ディレクター、スイス	該当なし

(注) 本投資法人に従業員はいない。本投資法人の独立監査法人はプライスウォーターハウス・ソシエテ・コーペラティブ(PricewaterhouseCoopers, Société coopérative)である。

第4 関係法人の状況

1 資産運用会社の概況

(4) 役員の状況

<訂正前>

UBSアセット・マネジメント(ヨーロッパ)エス・エイ

(2025年2月末日現在)

氏名	役職名	就任	略歴	所有株式
フランチェスカ・ジ リ・プリム (Francesca Gigli Prym)	ディレクター/ ボード・メンバー	2019年12月5日	UBSアセット・マネジ メント(ヨーロッパ)エ ス・エイ、ルクセンブル グ、チーフ・エグゼク ティブ・オフィサー	該当なし
ウジェーヌ・デル・シ オッポ (Eugène Del Cioppo)	ディレクター/ ボード・メンバー	2022年9月2日	UBSファンド・マネジ メント(スイス)エイ・ ジー、バーゼル、スイ ス チーフ・エグゼクティ ブ・オフィサー	該当なし
アン・シャルロット・ ローヤー (Ann-Charlotte Lawyer)	ディレクター/ ボード・メンバー	2022年1月1日	ルクセンブルグ大公国、 インディペンデント・ ディレクター	該当なし

(後略)

<訂正後>

UBSアセット・マネジメント（ヨーロッパ）エス・エイ

（2025年5月20日現在）

氏名	役職名	就任	略歴	所有株式
<u>マニエル・ローラー</u> (Manuel Roller)	<u>チェアマン</u>	2025年3月28日	<u>ヘッド・オブ・ファンド・マネジメント、UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー、チューリッヒ、スイス</u>	該当なし
フランチェスカ・ジリ・プリム (Francesca Gigli Prym)	ディレクター/ ボード・メンバー	2019年12月5日	UBSアセット・マネジメント（ヨーロッパ）エス・エイ、ルクセンブルグ、チーフ・エグゼクティブ・オフィサー	該当なし
ウジェーヌ・デル・シオッポ (Eugène Del Cioppo)	ディレクター/ ボード・メンバー	2022年9月2日	UBSファンド・マネジメント（スイス）エイ・ジー、バーゼル、スイスチーフ・エグゼクティブ・オフィサー	該当なし
アン・シャルロット・ローヤー (Ann-Charlotte Lawyer)	ディレクター/ ボード・メンバー	2022年1月1日	ルクセンブルグ大公国、インディペンデント・ディレクター	該当なし

（後略）

別紙 B

以下の通りに更新されます。

SFDR関連情報

規則(EU)2019/2088 第 8 条第 1 項、第 2 項および第 2a 項ならびに
規則(EU)2020/852 第 6 条第 1 項において言及される
金融商品に関する契約前の情報開示

商品名: マルチ・マネージャー・アクセス IIーUS マルチ・クレジット
法人識別番号: 549300NRY3I4EJ7ZVO25

持続可能な投資とは、環境目的または社会目的に貢献する経済活動への投資をいう。ただし、当該投資が環境目的または社会目的を著しく害するものではないことおよび投資先企業が良好なガバナンス慣行に従っていることを条件とする。

EU タクソノミーとは、規則(EU)2020/852 に定められる分類システムであり、**環境的に持続可能な経済活動の一覧**を定めたものである。当該規則は、社会的に持続可能な経済活動の一覧を定めていない。環境目的を有する持続可能な投資は、タクソノミーに適合している場合もあれば、適合していない場合もある。

環境的および／または社会的特性

この金融商品は持続可能な投資目的を有しているか？

●● ☐ はい ☒ いいえ

☐ 以下の経済活動に対して環境目的を有する持続可能な投資を行う比率(下限): ___%

☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動

☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動

☐ 社会目的を有する持続可能な投資を行う比率(下限): ___%

☒ 環境的／社会的(E/S)特性を促進するものであり、持続可能な投資を目的とはしていないものの、少なくとも 5%の比率で以下の持続可能な投資を行う

☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動への環境目的を有する持続可能な投資

☒ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動への環境目的を有する持続可能な投資

☒ 社会目的を有する持続可能な投資

☐ E/S特性を促進するものではあるが、持続可能な投資を行わない



サステナビリティ指標とは、金融商品により促進される環境的または社会的特性がどのように実現されるかを測定するものである。

この金融商品により、いかなる環境的および／または社会的特性が促進されるか？

当サブ・ファンドは、最も重大なマイナスの環境リスクおよび／もしくは社会リスクを低減している発行体ならびに／または環境的および／もしくは社会的にプラスの貢献をしている発行体の投資対象に高い比率で投資することを目指すことにより、環境的および／または社会的な特性を推進する。当サブ・ファンドは、プラスのESG属性を有する発行体を参照ベンチマーク指数の投資ユニバースに比べて測定可能な水準で高く組み入れたポートフォリオを維持するよう努めるため、参照ベンチマーク指数のサステナビリティ・プロファイルを加重平均ベースで上回るサステナビリティ・プロファイルを得ることを目指す。当サブ・ファンドは、主要業種の大半にわたり投資する広域市場戦略をとっている。したがって、最も重大なマイナスの環境リスクは、各発行体の業種および業務に応じて異なる。

参照ベンチマーク指数は、環境的および／または社会的な特性に応じた構成銘柄の評価または組み入れを行っていない広範な市場指数であるため、当サブ・ファンドが推進する特性に一致することを意図しているわけではない。当サブ・ファンドが推進する特性を実現することを目的として指定されているESG参照ベンチマークはない。

この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれの実現度を測定するためにどのようなサステナビリティ指標が用いられるか？

当サブ・ファンドが推進する環境的および／または社会的な特性の実現度を測定するのは加重平均ベースのサステナビリティ・プロファイルで、MSCI ESGスコア(業種調整ベース)を用いて算出される。

MSCI ESGレーティング／スコアは、企業による財政面に関連するESGのリスクおよび機会の管理を測定することを目指している。MSCIは、同業他社と比べてESGリスクのエクスポージャーおよびかかるリスクをいかに上手く管理しているかに応じて業界の先進企業および後進企業を識別するためのルールに基づいた方法を利用している。ESGリスクおよびESG機会は業種および企業に応じて異なる可能性があるため、MSCI ESGレーティングのモデルは、GICS®のあるサブ・インダストリー(業種)またはサブ・セクターにとって最も重要なESGリスクを特定する。

MSCI ESGのスコアおよびレーティングの手法は、<https://www.msci.com/our-solutions/esg-investing/esg-ratings>で参照することができる。

この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資の目的は何か、また持続可能な投資は当該目的にどのように貢献するか？

当サブ・ファンドが一定程度行うことを予定している持続可能な投資の目的は、「この金融商品により、いかなる環境的および／または社会的特性が促進されるか？」という質問に対して上記に記載される一または複数の環境的および／または社会的な特性に貢献することである。

● **この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資は、環境面または社会面での持続可能な投資の目的に著しい害を及ぼすことをいかにして避けるのか？**

主要な悪影響とは、環境、社会および従業員に関する事項、人権の尊重、汚職防止および贈収賄防止に関する事項に関するサステナビリティ要因に投資決定が及ぼす最も重大なマイナスの影響である。

当サブ・ファンドが一定程度行うことを予定している持続可能な投資について、ポートフォリオ・マネージャーは、サステナビリティ要因に対する主要な悪影響のための関連指標ならびにグローバル規範、すなわち国連グローバル・コンパクト(UNG)原則、経済協力開発機構(OECD)多国籍企業行動指針、国連ビジネスと人権に関する指導原則(労働における基本的原則及び権利に関する国際労働機関(ILO)宣言ならびに国際人権章典において定める8つの基本条約に記載される原則および権利を含む。)の遵守を考慮する。

当サブ・ファンドはリサーチおよび投資意思決定プロセスを通じて、最も重大なマイナスの社会リスクおよび環境リスクの存在が明らかになる商品の製造または事業活動を行っている発行体またはセクターを除外する。当サブ・ファンドはタバコの製造、風俗産業またはギャンブルから売上げのかなりの部分を得ている発行体に直接的に投資しない。当サブ・ファンドはアークティックオイル、オイルサンドまたはサーマルコールから売上げのかなりの部分を得ている発行体にも、石炭発電を利用して売上げのかなりの部分を得ている企業にも直接的に投資しないが、グリーン・ラベルド・ボンドまたはサステナブル・ラベルド・ボンドは例外とする。さらに、当サブ・ファンドは非人道的兵器および軍需資材に関わっている企業のエクスポージャーを除外するものとする。

サステナビリティ要因への悪影響の指標はどのように考慮されているのか？

当サブ・ファンドは、ポートフォリオ運用の決定または非人道的な活動もしくは業務に関わる発行体またはセクターの除外を組み合わせ、自らの投資対象が社会および環境に及ぼす悪影響を検討する。

当サブ・ファンドが重視するサステナビリティ要因に及ぼす悪影響のための指標には、非人道的兵器のエクスポージャーおよび国連グローバル・コンパクト原則への抵触等が含まれる(ただし、これらに限定されない)。

持続可能な投資はOECD多国籍企業行動指針および国連ビジネスと人権に関する指導原則にどのように適合しているか？(詳細)

OECD多国籍企業行動指針ならびに国連ビジネスと人権に関する指導原則に違反し、信頼に値する是正措置を取らない発行体は、ポートフォリオにおける持続可能な投資対象としての適格性を有していない。

EUタクソノミーは、タクソノミー適合投資はEUタクソノミーの目的を著しく害するものであってはならないという「著しい害を及ぼさない」原則を定めており、具体的なEU基準が伴う。

「著しい害を及ぼさない」原則は、環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準を考慮している当サブ・ファンドの原投資対象のみに適用される。当サブ・ファンドの残りの部分の原投資対象は、環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準を考慮したものではない。

その他の持続可能な投資も、環境目的または社会目的を著しく害してはならない。



この金融商品はサステナビリティ要因への主要な悪影響を考慮するか？

- ✕ 考慮する。「主要な悪影響」(以下「PAI」という。)とは、環境、社会および従業員に関する事項、人権の尊重、汚職防止および贈収賄防止に関する事項に関するサステナビリティ要因に関する投資決定が及ぼす最も重大なマイナスの影響をいう。ポートフォリオ・マネージャーはその意思決定プロセスにPAI指標を統合している。

現在、以下のPAI指標が投資ユニバースからの除外という手段を通じた検討の対象になっている。

1.4 「化石燃料セクターで業務を行う企業のエクスポージャー」

- サーマルコールの採掘、精製および生成からの売上げが基準となる5%を超えている企業を除外する。ただし、サーマルコールからの脱却を目指す明示的なエクスポージャー(信頼に値するスチュワードシップ活動およびエンゲージメント活動による裏付けを得なければならない。)またはグリーン・ラベルド・ボンドもしくはサステナブル・ラベルド・ボンドは例外とする。

1.10 「国際連合グローバル・コンパクトの原則および経済協力開発機構(OECD)多国籍企業行動指針の違反」

- 国際連合グローバル・コンパクト(UNGC)の原則およびOECDガイドラインに重大に違反している企業を除外する。ただし、ESGデータ・プロバイダーが違反を記録した直後の是正期間内、およびポートフォリオ・マネージャーがESGデータ・プロバイダーにより提供されたデータに対して異議を唱えている事例は例外とする。

1.14 「非人道的兵器(対人地雷、クラスター弾、化学兵器および生物兵器)へのエクスポージャー」

- 非人道的兵器を源泉とする売上げを得ている企業または当該企業においてかなりの所有権を有している企業を除外する。

非人道的兵器とは、対人地雷、核兵器、生物兵器、化学兵器、クラスター弾、劣化ウラン弾、失明レーザー兵器、焼夷弾および／または検出不可能な破片をいう。かなりの所有権とは、別段の記載がない限り、20%を超える所有権をいう。

考慮しない。



投資戦略とは、投資目的およびリスク許容度等の要素に基づく投資判断の指針となるものである。

この金融商品が用いる投資戦略はどのようなものか？

ESGインテグレーション

ESGインテグレーションは、特定の倫理的な原則または規範に左右されるのではなく、投資リターンに影響を及ぼしかねない環境、社会およびガバナンス(「ESG」)リスクを考慮することにより行われる。重大なサステナビリティ/ESG問題の分析には、多くの異なる側面(カーボン・フットプリント、従業員の健康および福利厚生、サプライ・チェーンの管理、顧客の公平な取扱いならびに企業のガバナンスのプロセス等)が含まれることがある。

ポジティブ・ティルト

ポートフォリオ・マネージャーは投資プロセスの一環として、各投資対象の環境、社会およびガバナンス(「ESG」)特性を検討し、力強いESG慣行を有し、かつ参照ベンチマーク指標の水準を下回るカーボン・インテンシティ(CO2排出原単位)を目標としていると自身が判断する発行体に投資するよう努める。ポートフォリオ・マネージャーは、同業他社と比べて力強いESG慣行を有する企業の投資対象を高い比率で組み入れることを目指している。

ポートフォリオ・マネージャーは、環境および/または社会に直接役立つプロジェクトに充当する、発行代金の明確な資金用途またはサステナビリティ・パフォーマンス目標を定めている確定利付商品(グリーン・ボンド、ソーシャル・ボンドまたは科学的根拠に基づく目標イニシアチブ(SBTi)の基準を満たしている債券等)に投資することもある。

ポートフォリオ・マネージャーは、様々な自社の独立したツールおよびデータ・ソース(エンゲージメントを検討するため、および投資選択プロセスにおける自社の独立したファンダメンタルズ・リサーチおよび独立した格付を含むが、これらに限られない。)を利用する。

ポートフォリオ・マネージャーは、潜在的な投資対象を分析および検証する上で様々な情報源(ESGリサーチ・プロバイダー、金融専門誌およびマスコミの報道、他の金融機関のアナリストおよびブローカーならびに信用格付サービスを含む。)を頼りにしている。除外事項は、定評のある第三者のリサーチ・プロバイダーから集めた情報ソースに基づいている。

除外事項(エクスクリージョン)

当サブ・ファンドはリサーチおよび投資意思決定プロセスを通じて、最も重大なマイナスの社会リスクおよび環境リスクの存在が明らかになる商品の製造または事業活動を行っている発行体またはセクターを除外する。当サブ・ファンドはタバコの製造、風俗産業またはギャンブルから売上げのかなりの部分を得ている発行体に直接的に投資しない。当サブ・ファンドはアークティックオイル、オイルサンドまたはサーマルコールから売上げのかなりの部分を得ている企業にも、石炭発電を利用して売上げのかなりの部分を得ている企業にも直接的に投資しないが、グリーン・ラベルド・ボンドまたはサステナブル・ラベルド・ボンドは例外とする。さらに、当サブ・ファンドの専門ポートフォリオは非人道的兵器および軍需資材に関わっている発行体のエクスポートを除外するものとする。

● この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれを実現するための投資対象を選定するために用いられる投資戦略の結合要素はどのようなものか？

当サブ・ファンドが推進する特性を実現するための投資対象の選別のために、投資戦略の以下の一または複数の結合要素が利用される。

当サブ・ファンドの参照ベンチマーク指数のサステナビリティ・プロファイルが加重平均されたサステナビリティ・プロファイルを上回る部分。

加重平均されたサステナビリティ・プロファイルの算出において現金、デリバティブおよび無格付の投資対象を考慮しない。

特性、持続可能な投資対象の最低比率ならびに当サブ・ファンドが推進する環境的および/または社会的な特性を満たすために利用される投資対象の最低比率が、四半期末のすべての営業日における評価額の平均値を用いて同四半期末に算出される。

除外事項(エクスクルージョン): 当サブ・ファンドはリサーチおよび投資意思決定プロセスを通じて、最も重大なマイナスの社会リスクおよび環境リスクの存在が明らかになる商品の製造または事業活動を行っている発行体またはセクターを除外する。当サブ・ファンドはタバコの製造、風俗産業またはギャンブルから売上げのかなりの部分を得ている発行体に直接的に投資しない。当サブ・ファンドはアークティックオイル、オイルサンド、またはサーマルコールから売上げのかなりの部分を得ている企業にも、石炭発電を利用して売上げのかなりの部分を得ている企業にも直接的に投資しないが、グリーン・ラベルド・ボンドまたはサステナブル・ラベルド・ボンドは例外とする。さらに、当サブ・ファンドの専門ポートフォリオは非人道的兵器および軍需資材に関わっている発行体のエクスポージャーを除外するものとする。

● **当該投資戦略を適用する前に考慮される、投資範囲を縮小するための確約された最低比率はどのくらいか?**

投資戦略を適用する前に考慮される、投資範囲を縮小するための確約された最低比率はない。

● **投資先企業の良いガバナンス慣行を評価するための方針とはどのようなものか?**

良好なガバナンスの評価は法人にのみ適用され、健全な経営構成、従業員との関係、職員の報酬および税務コンプライアンスが含まれるが、これらに限定されない。

調査および投資決定プロセスにおいて、各発行体は、魅力的なリターン機会を提供すると同時に強力なガバナンス慣行を促進する発行体を特定するために外部のデータプロバイダーの評価およびポートフォリオ・マネージャーの社内調査を組み合わせ、優れたガバナンス基準に照らして系統的に評価される。ここには一般的に、発行体が持続可能な活動から得る収益(「何を実行するか」)の評価に加えて当該事業のサステナビリティおよびガバナンス(「どのように実行するか」)の評価の両方が含まれる。

良好なガバナンス慣行には、健全な経営体質、従業員関係、スタッフの報酬および税務コンプライアンスが含まれる。



資産配分とは、特定の資産への投資の割合を説明するものである。

タクソミー適合活動は、以下のものに占める割合として表される。

- 投資先企業のグリーン活動による収益の割合を反映した売上高
- 投資先企業が行うグリーン投資(例えば、グリーン経済への移行のためのもの)を示す資本的支出(CapEx)
- 投資先企業のグリーン事業活動を反映した事業運営費(OpEx)

この金融商品について予定されている資産配分はどのようなものか?

当サブ・ファンドが推進する環境的および/または社会的特性を満たすために利用される投資対象の比率の下限は80%である。当サブ・ファンドの持続可能な投資対象の比率の下限は5%である。



#1 E/S特性に適合には、当サブ・ファンドにより促進される環境的または社会的特性を実現するために利用される当サブ・ファンドの投資対象が含まれる。

#2 その他には、環境的または社会的特性に適合せず、かつ、持続可能な投資対象としての適格性も有していない当サブ・ファンドの他の投資対象が含まれる。

#1 E/S特性に適合の区分には以下が含まれる。

- **#1A 持続可能**の細区分には、環境目的または社会目的を有する持続可能な投資対象が含まれる。
- **#1B その他のE/S特性**の細区分には、持続可能な投資対象としての適格性を有していないが、環境的または社会的特性に適合している投資対象が含まれる。

● この金融商品により促進される環境的または社会的特性はデリバティブの利用によりどのように実現されるか？

当サブ・ファンドが推進する特性の実現のためにデリバティブは利用されない。デリバティブは、主としてヘッジ目的および流動性管理目的のために利用される。



● 環境目的を有する持続可能な投資は少なくともどの程度EUタクソノミーに適合しているか？

タクソノミー規則第 9 条が定める一または複数の環境目的に関するデータならびに当サブ・ファンドが行う投資がタクソノミー規則第 3 条に基づき環境的に持続可能なものとしての適格性を有する経済活動に対してどのようにおよびどの程度行われているか(以下「タクソノミー適合投資」という。)に関するデータを収集できていない。これに基づき、当サブ・ファンドのタクソノミー適合投資は 0%である。

● この金融商品はEUタクソノミー¹を遵守する化石燃料ガスおよび／または原子力に関連する活動に投資するか？

☐ 投資する。

☐ 化石燃料ガスに投資する。

☐ 原子力に投資する。

☒ 投資しない。

EU タクソノミーを遵守するために、化石燃料ガスに関する基準には排出抑制および 2035 年末までの再生可能エネルギーまたは低炭素燃料への転換が含まれる。

原子力に関する基準には包括的な安全および廃棄物管理の規則が含まれる。

イネープリング活動とは、他の活動が環境目的に多大な貢献をすることを直接的に可能にするものをいう。

トランジショナル活動とは、二酸化炭素の削減のための代替手段を未だに利用できないものの、特にベスト・パフォーマンスに応じた温室効果ガス排出量の水準を定めている活動をいう。

以下の2つのグラフは、EUタクソノミーに適合している投資対象の最低割合を線(本書に該当箇所はない。)で示している。ソブリン債^{*}のタクソノミー適合性を判断する適切な方法がないため、1つ目のグラフは、この金融商品のソブリン債を含むすべての投資対象に関してタクソノミー適合性を示しているが、2つ目のグラフは、この金融商品のソブリン債以外の投資対象に関してのみタクソノミー適合性を示している。



^{*}これらのグラフの解釈上、「ソブリン債」はすべてのソブリン・エクスポージャーで構成される。

^{**}該当がない(タクソノミー適合投資がない)ため、比率を表示していない。

● トランジショナル活動およびイネープリング活動への投資の最低割合はどのくらいか？

トランジショナル活動およびイネープリング活動への投資の最低割合は確約されていない。

¹ 化石燃料ガスおよび／または原子力に関する活動は、気候変動の抑制(以下「気候変動の緩和」という。)に寄与し、かつ EU タクソノミーのあらゆる目的を著しく害することがない場合のみ、EU タクソノミーを遵守していることになる(左側の注記を参照のこと)。EU タクソノミーを遵守する化石燃料ガスおよび原子力の経済活動に関する完全な基準は、委員会委任規則(EU) 2022/1214 により定められている。



は、EU タクソノミーに基づく環境的に持続可能な経済活動の基準を考慮していない、環境目的を有する持続可能な投資である。



EUタクソノミーに適合していない、環境目的を有する持続可能な投資の最低割合はどのくらいか？

当サブ・ファンドによる持続可能な投資は環境的または社会的な目的のいずれかまたはその双方に貢献する。当サブ・ファンドは予め組み合わされた環境的または社会的な目的を確約しているわけではないので、EUタクソノミーに適合していない環境的な目的を備えた持続可能な投資の最低比率の定めはない。当サブ・ファンドがタクソノミーに適合していない環境的に持続可能な投資対象に実際に投資する場合は、タクソノミー適合であることを決定付ける十分なデータが存在しないためである。



社会的に持続可能な投資の最低割合はどのくらいか？

当サブ・ファンドによる持続可能な投資は環境的または社会的な目的のいずれかまたはその双方に貢献する。当サブ・ファンドは予め組み合わされた環境的または社会的な目的を確約しているわけではないので、持続可能な投資の最低比率の定めはない。



どのような投資対象が「#2 その他」に含まれるのか、かかる投資対象の目的は何か、また最低限の環境セーフガードまたは社会セーフガードはあるのか？

流動性、効率的なポートフォリオ・リスク運用およびヘッジを目的とする現金および無格付商品が「#2 その他」に含まれる。無格付商品には、環境的または社会的特性の実現度の測定に必要とされるデータを入手することができない有価証券が含まれることもある。



この金融商品がこの金融商品の促進する環境的および／または社会的特性に適合しているかを判断するための参照ベンチマークとして特定の指数が指定されるのか？

当サブ・ファンドが推進する特性に当サブ・ファンドが適合しているかを判断することを目的として指定されているESG参照ベンチマークはない。

参照ベンチマークとは、金融商品が当該金融商品の促進する環境的または社会的特性を実現するかを測定するための指数である。

- **参照ベンチマークは、この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれとどのように継続的に適合するのか？**

該当なし。

- **投資戦略と指数の手法の適合性はどのように継続的に確保されるのか？**

該当なし。

- **指定指数は、関連する広範な市場指数とどのように異なるのか？**

該当なし。

- **指定指数の算出のために用いられる方法を探す場合、どこを参照すればよいのか？**

該当なし。



より詳細な商品特有の情報をオンラインで探す場合、どこを参照すればよいのか？

より詳細な商品特有の情報は、ウェブサイト(<https://www.fundinfo.com/>)で参照することができる。

別紙C

交付目論見書の概要

<訂正前>

マルチ・マネージャー・アクセス
- エマージング・マーケット・デッド
- U S マルチ・クレジット・サステナブル
- ハイ・イールド

本概要は、交付目論見書本文の証券情報、ファンドの状況等を要約したもので、交付目論見書の一部です。

詳細につきましては、交付目論見書本文の該当ページをご覧ください。

(後略)

<訂正後>

マルチ・マネージャー・アクセス
- エマージング・マーケット・デッド
- U S マルチ・クレジット
- ハイ・イールド

(注) 2025年5月20日付で、サブ・ファンドの名称である「U S マルチ・クレジット・サステナブル」が「U S マルチ・クレジット」に変更されました。以下、同じです。

本概要は、交付目論見書本文の証券情報、ファンドの状況等を要約したもので、交付目論見書の一部です。

詳細につきましては、交付目論見書本文の該当ページをご覧ください。

(後略)